リスクアセスメント対象物における濃度基準値の追加についての意見募集

The Knights

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）について、2024 年 2 月 28 日から 2024 年 3 月 28 日の間で意見募集が実施されました。

1. 経緯・背景

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下にしなければならないこととされ、「労働安全衛生規則第577条の2第2項規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」（令和5年厚生労働省告示第177号）で67物質について濃度基準値が定められています。

今般、「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（2024年1月31日公表）を踏まえ、新たに112物質について濃度基準値を定める等の所要の改正が行われます。

2. 適用期日等

告示日 2024年5月上旬（予定）

適用期日 2025年10月1日

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2024 年 2 月 28 日付 電子政府の総合窓口

（https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230427&Mode=0）

を引用して作成

有機分析箇所 織田美里

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

新入社員、新配属の方への教育のススメ
新しく入社された方、また、新しい部署へ配属された方は、最初に仕事を把握する事が大変だと思います。そんな時当社の小冊子をぜひご活用ください！ご要望に応じて小冊子を用いた出張セミナーも承ります。詳しくは下記URL、右記QRコードからもご覧いただけます。
https://www.knights.jp/bkform.html
お問合せはこちら